

会費等徴収規程

日本災害復興学会
2011年4月4日制定

日本災害復興学会（以下「本会」という）の会費等の徴収に関しては、本規程によるものとする。

（会費の納付方法）

- 第1条 会費は、毎年年度始めに、通知書に基づいて納付するものとする。
- 2 年度途中で資格を変更した会員は、変更後の資格に基づく会費を支払うものとする。ただし、すでに当該年度の会費を納入している場合は、その差額を支払うものとする。
 - 3 第2項にいう支払い方法は、当分の間、郵便振り込みとする。
- 第2条 年度途中で入会する者は、当該年度の会費の全額を速やかに納付するものとする。ただし、1月から3月までに入会をしたものは、当該年度の会費を免除する。
- 2 5月末日までに退会届けを提出した者は、前条第1項に規定にかかわらず、当該年度の会費を免除する。

（会費等の額）

- 第3条 日本災害復興学会細則（以下「細則」という。）第4条により会費等の額は、日本災害復興学会会則（以下「会則」という。）第5条に定める会員の資格に応じて、次のとおりとする。
- (1) 入会金・・・3,000円
 - (2) 年会費
 - (あ) 正会員・・・7,000円
 - (い) 学生会員・・・3,000円
 - (う) 購読会員・・・6,000円
 - (え) 賛助会員（一口）50,000円（一口以上とする）
 - 2 前項2号(い)にいう学生会員は、学校教育法に基づき設置・設立された大学・大学院の学生をいうものとする。

第4条 日本災害復興学会会則（以下「会則」という。）第8条但書により、既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

（会費等の免除）

- 第5条 細則第2条第3項により、名誉会員は入会金及び会費を納めることを要しない。
- 2 細則第5条により、理事会から入会金・会費について減免または免除の決定を受けた会員は、入会金及び会費の一部または全部を納めることを要しない。

（会費の支払）

- 第6条 会費滞納がある場合は、納入された会費は未納年度分会費に順次充当するものとする。
- 第7条 会員は、定められた期日までに年会費を納付しなかった場合、会員としての権利やサービスを停止されることがある。
- 2 総務理事は、3年以上にわたる滞納がある場合には、当該会員の会員としての権利やサービスを停止するとともに、滞納について理事会に報告するものとする。
- 第8条 会則第8条により、会員が退会しようとするときは、理由を付して文書により退会届を会長に提出しなければならない。退会届が5月末日までに事務局に提出されなかった場合、当該年度の会費支払義務が発生するものとする。

第9条 この規程の改廃は、総務委員会の議を経て理事会で決定する。

附 則

- 1 この規程は、2011年（平成23年）4月4日から施行する。

以上